農地転用届出書の改正について

市街化区域内の農地における農地法第４条及び第５条による農地転用届出につきまして、届出書及び添付書類の改正が令和４年７月１１日開催の第２５回農業委員会総会において承認がされました。令和４年７月２５日から施行とします。なお、変更点は次のとおりです。

・届出書の「申請者の職業」及び「土地現況」欄を削除します。

　・受理通知書交付申請書及び確認願いの添付を不用とし、「受理通知書の受領者」及び「耕作権等の設定状況」を届出書において確認します。

　・公図の添付を不用とします。

　・開発許可書の添付を不用とします。

　・関係土地改良区等の意見書に代わり、協議報告書の添付とします。

　　　　　和歌山市農業委員会